

任意継続のしおり

令和 7 年 3 月 1 日改定

栗本鐵工健康保険組合

「健康保険任意継続被保険者」制度加入手続きのご案内

国民皆保険制度により、あなたは退職後も何等かの形で健康保険に加入する事になります。退職の翌日から別の会社に就職される場合以外は、次の3つの選択方法があります。

- ① 栗本鐵工健康保険組合の任意継続被保険者になる。
- ② 国民健康保険に加入する。（この場合は、居住地の市区町村・国民健康保険課で保険料・給付内容等を確認して下さい。）
- ③ 家族の被扶養者になる。（年収・雇用保険等の関係から被扶養者になれない場合があります。）

任意継続被保険者とは？

退職後も元の健康保険に任意で加入し続ける被保険者の事です。

保険料は全額被保険者が負担し、被保険者として継続できる期間は最長2年間で定められています。

申請書類

下記書類を資格喪失後（退職日の翌日）20日以内に提出して下さい。

★「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」

被扶養者のいる方は下記被扶養者の申請手続きを参照して下さい。

※資格喪失後20日を過ぎると任意継続被保険者にはなりません。

被扶養者の申請手続き

[申込方法]

被扶養者のいる方は、「健康保険被扶養者（異動）届」、「被扶養者についての現況届」及び次頁の添付書類が必要となります。

※60歳未満の方は、年間収入が130万円未満、60歳以上もしくは年金受給者は、年間収入が180万円未満に限ります。

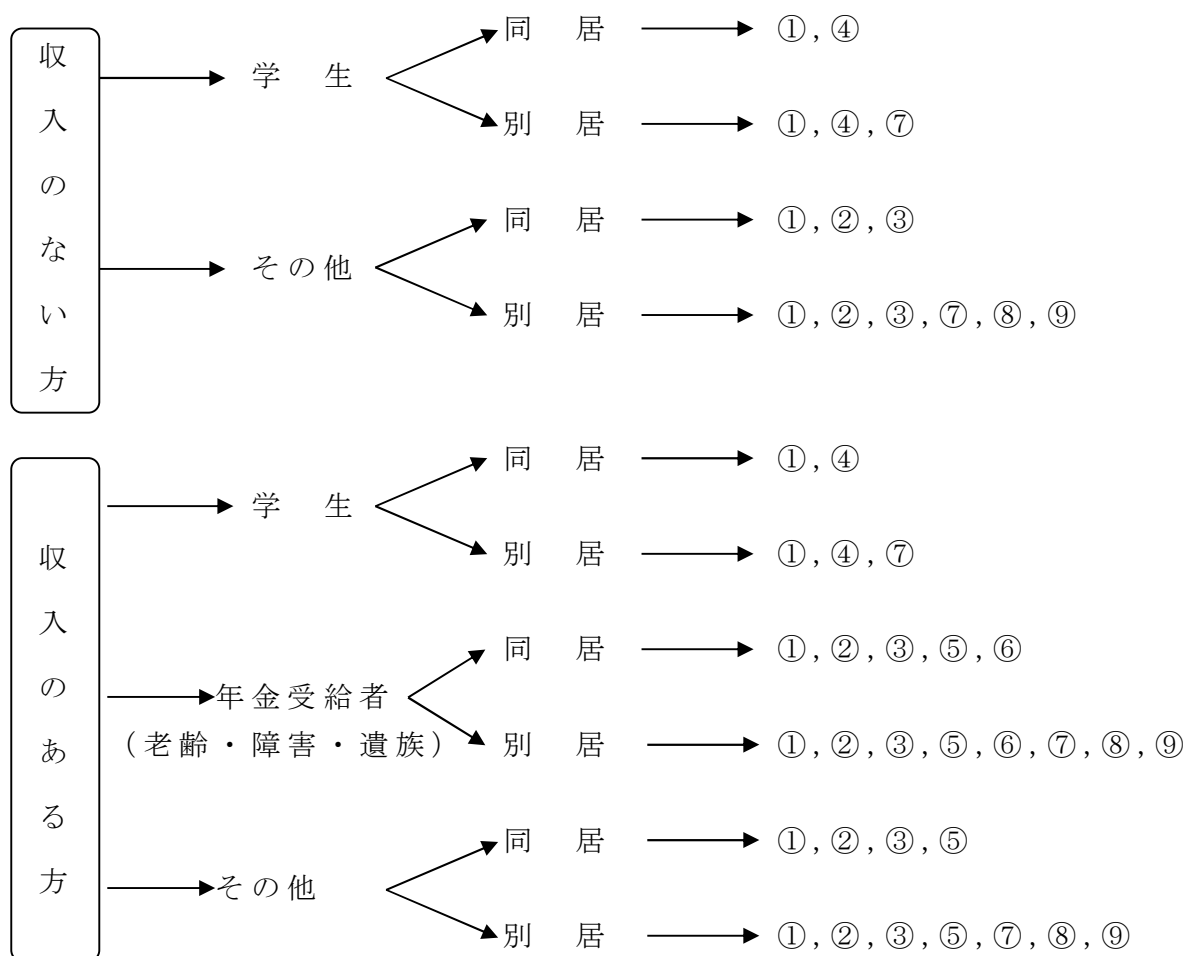
※次頁書類の他に健康保険組合が必要と認めた書類を提出して頂く場合もあります。

保険証の発行

必要書類の提出を受け、保険料の入金を確認後、「任意継続被保険者証」を発行します。「任意継続被保険者証」がお手元に届くのは、1週間程かかりますが宜しくお願い致します。

尚、旧保険証を返却された方で退職後すぐ医療機関を受診される場合は、事業所の総務担当者に「健康保険被保険者資格証明書」を発行してもらって下さい。

被扶養者に関する提出書類の選択チャート



[添付書類番号]

- ① 被保険者との続柄が記載されている住民票（原本）
- ② 被扶養者現況届
- ③ 市区町村での課税証明又は非課税証明（原本）
- ④ 在学証明書のコピーまたは学生証のコピー（交付年月日か有効期限などで当年度現在在学していることがわかるもの）
- ⑤ 直近3ヶ月の給与明細書または給与見込み証明書（勤務先での）
- ⑥ 年金額改定通知書（コピー可） または 年金支払通知書（コピー可）
または 公的年金等の源泉徴収票（コピー可）
※障害年金受給のある方は障害基礎。厚生年金額改定通知書（コピー可）
※遺族年金受給のある方は遺族年金支払通知書（コピー可）
- ⑦ 健康保険 別居・同居届
- ⑧ 別居被扶養者生計維持関係現況届
- ⑨ 送金証明書

※上記に当てはまらない場合は、健康保険組合までお問い合わせください。

保険料及び納付方法

[保険料]

月額としては、従来支払ってこられた金額の約2倍強が目安になります。

40歳以上65歳未満の方は一般保険料と介護保険料を併せた金額をお支払頂きます。

健康保険料の上限は44,180円で、介護保険料は8,930円です。

(2025年4月分納入より)

★年度内の保険料の変動は原則としてありませんが、法改正等で保険料率
が変動した場合は、保険料の追加納入または返還となります。

★65歳からの介護保険料は、お住まいの市区町村より徴収されます。

[保険料の納付]

★初回の保険料は退職金精算または、直接「健康保険組合」の指定口座に
振込んで頂きます。(振込先は下記記載)

★退職時、毎月払いを選択された方は、2回目からの保険料を納付日(毎
月10日)迄に納付して下さい。納付書は任意継続の保険証を送付時に
同封致します。

※注意

期日までに納付されない場合は、期日の翌日に資格
喪失いたします。

★次年度の納付につきましては、毎年3月初旬に案内を送付致します。

★月末前に退職される方で、半期払い、又は年払いを選択された方は、当
月末までに保険料を振り込みください。翌月になりますと、半期分(9
月または3月まで)は毎月払いの保険料になりますのでご注意ください。

例) 5月30日退職、5月31日任意継続資格取得の場合

振込期限：5月31日(振込が6月になると保険料の割引がなくな
ります。)

退職日	任意継続 資格取得日	振込締切日
5月15日	5月16日	5月31日
5月30日	5月31日	5月31日
5月31日	6月1日	6月10日

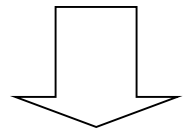
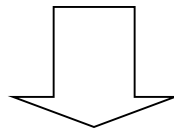
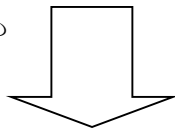
◆振込先 りそな銀行 船場支店
 普通預金 0107842
 栗本鐵工健康保険組合

〔保険料の例〕

<在職中の保険料>

標準報酬月額	280,000 円		470,000 円		560,000 円	
	健康保険	介護保険	健康保険	介護保険	健康保険	介護保険
個人負担（円/月）	12,124	2,660	20,351	4,465	24,248	5,320
会社負担（円/月）	14,196	2,660	23,829	4,465	28,392	5,320
合 計（円/月）	26,320	5,320	44,180	8,930	52,640	10,640

これまでの会社負担も
個人負担となります。



<任意継続の保険料>

※

標準報酬月額	280,000 円		470,000 円		470,000 円	
	健康保険	介護保険	健康保険	介護保険	健康保険	介護保険
個人負担（円/月）	26,320	5,320	44,180	8,930	44,180	8,930

※ 退職時の標準報酬月額と、当健康保険組合の平均標準報酬月額（前年9月現在：470,000 円）との低い方が適用されます。

【任意継続取得申請された方へ】

資格期間

退職日の翌日から２年間です。

給付及び保険事業内容

栗本鐵工健康保険組合の現行給付内容が継続し、人間ドック・脳ドック・主婦健康診断の利用・特定健診受診券発行も継続します。

保険料の納付方法

毎月払い・・・毎月１０日までに納付する。

半期払い・・・上期は３月末までに下期は９月末までに納付する。

年払い・・・退職日の翌日が属する月から翌年３月分（年度末）をその前月末までに納付する。

扶養家族の異動について

扶養家族の追加又は減少等の異動が生じる場合は、速やかに当健康保険組合にお電話下さい。内容に沿った申請書類を送付させていただきます。

資格喪失について

次の場合にのみ資格を喪失します。

- ・脱退の意向を申し出た時
- ・就職が決まり、その会社の加入する健康保険の被保険者となった時
- ・保険料を期日迄に納付しなかった時（毎月納付の場合）
- ・船員保険の被保険者となった時
- ・後期高齢者医療の被保険者等になった時
- ・死亡した時

脱退について

上記〔資格喪失について〕該当した場合、脱退届・還付金請求等の手続きが必要となりますので、必ず当健康保険組合まで連絡下さい。

その他

住所・電話番号・氏名等が変更になった場合も必ず当健康保険組合まで連絡下さい。

連絡先

〒５５０－８５８０

大阪府大阪市西区北堀江１－１２－１９

TEL ０６（６５３８）７３０３

FAX ０６（６５３８）７３００

任意継続被保険者に関する Q & A

Q. 現在、任意継続被保険者として退職後も栗本健保に継続加入していますが、任意継続保険を脱退したいと考えています。どうすればよいのでしょうか？

A. 電話又は文書にて当健康保健組合に連絡して下さい。必要書類を送付させていただきます。

Q. 健康保険組合への届出内容（住所・電話番号等）に変更が生じた場合はどうすればよいのでしょうか？

A. 当健康保険組合への届出の内容に変更が生じた場合は、電話または文書にて当健康保険組合に連絡して下さい。内容に沿った申請書類を送付させていただきます。

Q. 確定申告で保険料の納付証明書が必要と言われましたが、どうすればよいのでしょうか？

A. 領収書または A T M での振込明細書（ご利用明細）が納付証明書の代わりになります。大切に保管してください。

Q. 定年退職して任意継続被保険者となり今年の 3 月で 1 年が経ちますが、このまま継続するか迷っています。保険料は国民健康保険と比べてどちらが安いのですか？

A. 任意継続被保険者の保険料については、保険料率に変更がなければ前年と変わりません。

一方、国民健康保険の保険料については、各市町村により算出方法が異なります。概ね前年の所得を基準に算定される為、前年の所得が少ない場合は、任意継続する場合より保険料が安くなる事があります。お住まいの市町村にお問い合わせください。